

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十七条第一項の一般抛出金率の一部を改正する告示新旧対照表
○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十七条第一項の一般抛出金率（平成十八年環境省告示第五十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十七条第二項の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。</p> <p>千分の〇・〇二</p>	<p>石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十七条第二項の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>千分の〇・〇五</p>